

# 委員会紹介

## 第15回 会館委員会



会館委員会委員長 武内 更一 (38期)

### 1 当委員会の所管事項・任務

当委員会は、①東京弁護士会館（以下「会館」）の適切な維持・管理の検討・実施、②長期的視点に立った会館の保全・改良の検討・提言、③会や会員による会館の利用方法の検討、④東京霞が関の弁護士会館全体の維持管理を所管する四会弁護士会館運営委員会において当会として述べるべき意見の取りまとめ等、を行っています。

### 2 霞が関の弁護士会館について

当会の本部会館が置かれている霞が関の弁護士会館は、当会と日本弁護士連合会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会が共同で、以下の割合で費用を負担して建築し（1995年7月竣工）、建物全体を同割合で共有しています。

建物建設費総額	16,026,800,000円
日本弁護士連合会	27.36202%
東京弁護士会	36.18926%
第一東京弁護士会	18.82553%
第二東京弁護士会	17.62319%

敷地は国有財産で、毎年法務省を通して国から使用許可を受けて有償で使用しています。

弁護士会館は、2005年に竣工10年目を迎え、2008年度までに、第1回目の大規模修繕・改良工事が実施されました。

### 3 当会の会館について

当会の会館としては、弁護士会館の4階から7階の一部（南西部分）のほかに、3階（一弁・二弁と共同使用）、2階講堂（日弁連と各2分の1の割合で共同使用）、7・8階合同図書館（二弁と共同使用）、14階南側部分（外郭団体部分）なども含まれます。

2008年12月に、3階の南側の東京三会共同専用部分に三会で大会議室を設けました。各会の会議のほか、会主催の研修会が行えるように、全体を3区画

に分割して使用でき、いずれにも最新のAV機器を設置しました。

2009年度初頭からは、立川市の大型賃貸ビル内に東京三弁護士会多摩支部会館が設置されます。東京地裁八王子支部が立川市に移転するのに伴う措置です。モノレールの高松駅至近ですので、地裁立川支部にお出向きの際は、是非お立ち寄りください。

### 4 会館財政について

会館の維持管理費用としては、会員一人あたり月額3500円相当が、一般会計から会館特別会計に繰り入れられ、会館使用料などの収入と併せて経常経費に充てられています。

そのほか、「新会館臨時会費」として、各会員より月額1万円ずつ一定の期間積み立てられており、現在その総額は約40億円となっています。この資金は、将来の会館建物の大改修・改良工事に充てることを予定しています。

\* \* \*

弁護士激増政策により、当会の会員数は、このところ毎年大幅に増加してきましたが、このたびの3階会議室の新設によって、当面は支障なく会館を使用できると思います。「第二弁護士会館」の話題が出ることもあります。今後の会員増加の行方や会務の運営状況を見ながら、必要な時期に検討を開始することになります。

会館は、会の活動の拠点であるとともに、個々の会員の活動に寄与するものですので、会員の皆様におかれましては、今後とも当委員会の活動に関心を持っていただき、ご協力を賜りたいと存じます。

#### \* 会館委員会に関する問い合わせ先

全体委員会 毎月第4月曜日 午後3時30分～5時  
担当事務局 会員課 TEL.03-3581-2203